

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上等が減少した中小企業者及び個人事業者に対し、事業継続を支援するために、
逗子市中小企業者等事業継続応援給付金を交付します。

逗子市中小企業者等事業継続応援給付金 申請の手引き

《申請期間》

令和2年5月25日（月曜日）から令和2年8月31日（月曜日）まで【必着】

《書類提出先》

原則、郵送にてご提出ください

○逗子市商工会

〒249-0004 逗子市沼間1丁目5番1号

○逗子市経済観光課（市役所2階）

〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号

※相談については、極力お電話にてお問合せください。なお、市役所窓口でご相談される場合は、感染拡大防止の観点から、混雑を避けるために、整理券方式にてご案内いたします。その場合、順番までお待ちいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

《問合せ先》

1 逗子市商工会

電話：046-873-2774（平日：9:00～17:00）

2 逗子市経済観光課

電話：046-873-1111 内線 281～283（平日：8:30～17:00）

令和2年7月20日
逗子市

目 次

1 給付金の概要	・・・1～2ページ
2 申請手続きの流れ	・・・3ページ
3 必要書類一覧表	・・・4ページ
4 記入例	・・・5ページ
5 注意事項	・・・6ページ

1. 給付金の概要

《目的》

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上等が減少した市内に事業所を有する中小企業者及び市内に住所を有する個人事業者に対し、事業継続を支援するために、逗子市中小企業者等事業継続応援給付金を交付します。

《支給対象者、支給要件》

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定による認定（セーフティネット保証4号）を受けた方
- ② 株式会社日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた方
- ③ 中小企業庁の持続化給付金の支給を受けた方
- ④ 売上高等（個人事業者にあつては営業等収入）が前年対比で20%以上減少した方

《営業年数1年以上の方（前年同期の売上高等がある方）》

- ・直近3か月の売上高等が、前年同期と比較して、20%以上減少している方

《営業年数1年未満の方（前年同期の売上高等が無い方）》

- ・直近1か月の売上高等が、直近3か月間の売上高等の平均と比較して、20%以上減少している方
- ・直近3か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等の3倍と比較して20%以上減少している方
- ・直近3か月の売上高等が、令和元年10月から12月までの売上高等と比較して20%以上減少している方

《交付金額》

一の交付対象者につき10万円

- ※ ④の詳細については、逗子市商工会へご相談ください
- ※ 逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を申請している者を除きます。(併用で申請はできません)

(用語について)

※ 中小企業者

令和2年1月1日時点において、次のア又はイのうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。ただし、政治団体、及び宗教上の組織若しくは団体を除く。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

※ 個人事業者

所得税法（昭和40年法律第33号）第27条に規定する事業所得に係る総収入金額（農業所得を除く。）及び同法第35条に規定する雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額（原稿料、講演料、放送出演料及びその他の報酬に係るものに限る。）の合計金額（以下「営業等収入」という。）がすべての所得に係る総収入金額の半分以上を占める者をいう。

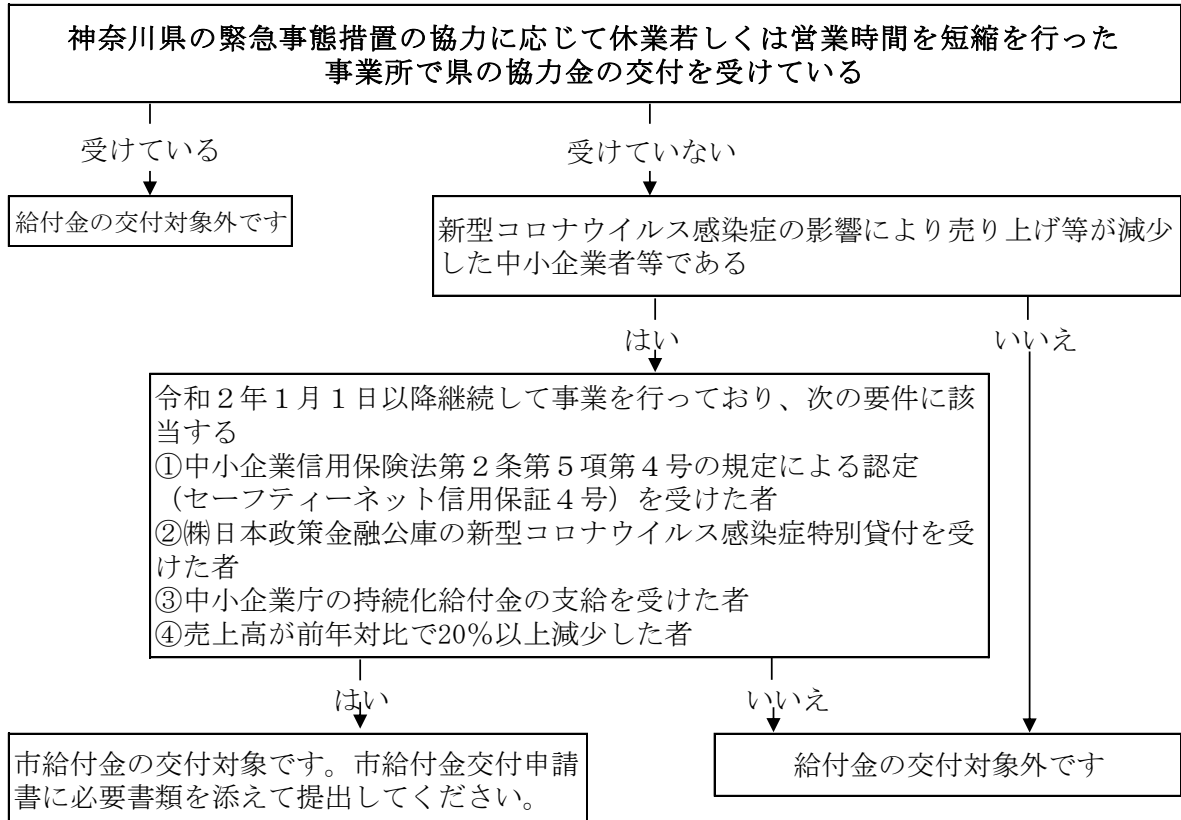
《書類提出先》 ※詳細は表紙をご確認ください。

必要書類を、次のいずれかにご提出ください。

- ・ 逗子市商工会
- ・ 逗子市経済観光課（市役所2階）

2. 申請手続きの流れ

逗子市中小企業者等事業継続応援給付金（市給付金）申請にかかるフロー



※感染拡大防止の観点から、**原則、郵送**にてご提出ください。

3. 必要書類一覧表

必要書類は次の1～3の3種類です。

確認	必要書類（3種類）	法人	個人
<input type="checkbox"/>	1 逗子市中小企業者等事業継続応援給付金交付申請書（第1号様式）	○	○
<input type="checkbox"/>	2 ①～④のいずれかの書類	○	○
<input type="checkbox"/>	① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（セーフティネット4号認定）の写し	○	○
<input type="checkbox"/>	② 株式会社日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けたことが分かる書類の写し（例：契約内容おろ各種控え、返済明細書等）	○	○
<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書の写し	○	
<input type="checkbox"/>	(市内事業所が履歴事項全部証明書の写しに記載されていない場合) 法人市民税申告書、法人設立・開設届出書、営業許可書等いずれかの写し	○	
<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し		○
<input type="checkbox"/>	③ 中小企業庁の持続化給付金の支給を受けたことが分かる書類 (例：電子申請の受付メールの画面印刷や振り込まれた通帳等の写し)	○	○
<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書の写し	○	
<input type="checkbox"/>	(市内事業所が履歴事項全部証明書の写しに記載されていない場合) 法人市民税申告書、法人設立・開設届出書、営業許可書等いずれかの写し	○	
<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し		○
<input type="checkbox"/>	④ 逗子市中小企業者等事業継続応援給付金認定計算書	○	○
<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書の写し	○	
<input type="checkbox"/>	(市内事業所が履歴事項全部証明書の写しに記載されていない場合) 法人市民税申告書、法人設立・開設届出書、営業許可書等いずれかの写し	○	
<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し		○
<input type="checkbox"/>	(今年及び前年の月別の該当する売上高等が分かるもの) 法人事業概況説明書、事業報告書、月別試算表、売上台帳、帳簿、事業活動収支計算書、事業活動計算書、正味財産増減計算書等いずれかの写し	○	
<input type="checkbox"/>	(今年及び前年の月別の該当する収入額が分かるもの) 青色申告決算書、収支内訳書、月別試算表、売上台帳、帳簿等いずれかの写しなど (本人確認書類)		○
<input type="checkbox"/>	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード(写真付)等身分証明書で写真付きのものいずれかの写し		○
<input type="checkbox"/>	(法人で創業1年未満) 履歴事項全部証明書、法人設立・開設届出書、営業許可書等いずれかの写し	○	
<input type="checkbox"/>	(個人で創業1年未満) 開業届、認可証等いずれかの写し		○
<input type="checkbox"/>	(その他必要な書類) 連結納税している、個人から法人化した等特殊な場合に必要書類 ()	○	○
<input type="checkbox"/>	3 逗子市中小企業者等事業継続応援給付金交付請求書（第2号様式）	○	○
<input type="checkbox"/>	振込先通帳の写し（表紙をめくった見開き）	○	○

※ 1、2の④の「認定計算書」及び3については、逗子市ホームページに掲載しています。

また、次の場所でも配布しています。

- 逗子市商工会
- 逗子市経済観光課（市役所2階）
- 逗子市内の金融機関 ※一部、取り扱いがない場合もあります。

4. 記 入 例

交付申請書（第1号様式）の記入例

第1号様式（第6条関係）

提出する日付を記入
してください 年 月 日

逗子市中小企業者等事業継続応援給付金交付申請書

逗 子 市 長

万が一申請書に不備があった
場合に連絡することがありま
すので必ず正しく記載してく
ださい。

住所又は所在地
事業者名
代表者氏名 ⑩
連絡先 TEL ()
FAX ()

逗子市中小企業者等事業継続応援給付金交付要綱第6条の規定により交付を申請します。

交付申請額	100,000円
申請区分 (ア～エのうち、あてはまる申請区分にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定による認定（セーフティネット保証4号）を受けた者 <input type="checkbox"/> イ 株式会社日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた者 <input type="checkbox"/> ウ 中小企業庁の持続化給付金の支給を受けた者 <input type="checkbox"/> エ 売上高等（個人事業者にあつては営業等収入）が前年対比で20%以上減少した者
添付書類	<p>《アに該当する方》</p> <input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書の写し（ある場合）
	<p>《イに該当する方》</p> <input type="checkbox"/> 貸付を受けたことが証明できる書類の写し（貸付証書等）
	<p>《ウに該当する方》</p> <input type="checkbox"/> 持続化給付金の申請後に送信される受付確認メールの画面の写し又は、給付金が振り込まれたことが分かる通帳等の写し
	<p>《エに該当する方》</p> <input type="checkbox"/> （別紙）逗子市中小事業者等事業継続応援給付金認定計算書 <input type="checkbox"/> その他必要書類
誓約事項 ※誓約する場合はチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 第1号様式その他提出書類に記載されている内容について相違ありません。また、全ての代表者又は役員のうち逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がいないことを誓約します。

※本給付金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、本給付金を返還していただくことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) すべての代表者又は役員のうち逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がいることが判明したとき。

このほか、請求書（第2号様式）等が必要です

必ずチェックを入れてください

5. 注 意 事 項

次のいずれかに該当する場合は、給付金を返還していただく場合があります。

- 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- すべての代表者又は役員のうちに逗子市暴力団排除条例（平成 23 年 逗子市条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がいることが判明したとき。

この手引きに関するお問い合わせ先
逗子市経済観光課
電話：046-873-1111 内線 281～283
（平日：8:30～17:00）